

# やながわ訪問看護ステーション 運営規程

## (指定訪問看護事業所、指定介護予防訪問看護事業所)

### (事業の目的)

第1条 本運営規程は医療法人社団高邦会が開設するやながわ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う介護保険法、健康保険法及び高齢者医療確保法に規定される指定訪問看護事業及び介護保険法に規定される指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供を行う。

2 事業の提供にあたっては、丁寧な対応に努め、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、十分な説明を行い、書面により同意の確認を行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 やながわ訪問看護ステーション
- 二 所在地 福岡県柳川市上宮永町 277 番地 2

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名（看護職員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- 二 看護師等 看護師 常勤換算方法で 2.5 名以上  
理学療法士等 実情に応じた適当数

看護師等は訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護計画書、介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

- 三 事務職員 1名（非常勤専従）  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日及び8月13日から8月15日までの期間を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 一 病状・障害の視察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額及び徴収の方法等は、次のとおりとする。

- 一 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合による額とする。

(※介護報酬告示は事業所の見やすい場所に掲示することとする。)

- 二 健康保険及び高齢者医療確保法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問看護療養費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

1) 基本利用料（1回の訪問につき）

訪問看護療養費（訪問看護に要する費用に要した額の1割～3割）

- 義務教育就学前・・・2割
- 義務教育就学後～69歳・・・3割
- 70歳以上75歳未満・・・①現役並み所得者以外は2割 ②現役並み所得者は3割
- 後期高齢者医療の対象者・・・①現役並み所得者以外は1割 ②現役並み所得者は2割 ③現役並み所得者は3割

2) その他の利用料

- ①規定時間（1時間30分）を超える場合の訪問看護料 30分毎に 1,020円加算
- ②休日・営業時間外の訪問看護料 30分毎に 1,020円加算
- ③オムツ等日常生活に必要な物品や医療処置等で使用する材料等については実費
- ④交通費 事業所から片道5km未満 100円（1回の訪問につき）  
事業所から片道5km以上 250円（1回の訪問につき）
- ⑤エンゼルケアに関する費用 11,000円

- 三 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上

で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

四 利用料金については、別途料金表を掲示することとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市山川町、筑後市、大川市、三潞郡大木町、久留米市城島町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（秘密保持等）

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（個人情報利用についての同意）

第11条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる利用者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅介護支援事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、利用者若しくはその家族に対し書面での同意を求め承諾を得るものとする。

（苦情処理）

第12条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（高齢者虐待防止）

第14条 当事業所では、利用者等の人権擁護及び虐待防止を推進し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、利用者及びその家族等の支援を行いその負担の軽減を図る。高齢者虐待とは、養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）、養介護施設従事者等（介護保険施設等の入所施設、介護保険居宅サービス事業者、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事する職員）が行う次のような行為である。

一 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 介護世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放

置など、養護を著しく怠ること。

三 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

五 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 未然防止のための措置

利用者等の人権擁護及び虐待防止のため、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

一 虐待防止指針の整備と職員への周知

二 虐待防止研修の実施

「虐待防止」「身体拘束防止」「権利擁護」に係わる研修を年1回以上実施する。

2月に1回程度、虐待防止チェックシートを用い職員が自身の行動を振り返る機会を設ける。

三 虐待防止責任者の選定と虐待防止委員会の定期開催（年1回以上）

虐待防止責任者を選定し事業所内にて虐待防止委員会を開催する。また、グループの介護保険事業所間で開催する虐待防止委員会にも参加し情報共有・虐待防止に努める。

四 ケアプランに基づき訪問看護計画書を作成し、適切な支援の実施に努める。変更が妥当と考えられる場合は担当の介護支援専門員へ報告し、虐待に繋がることが無いよう連携を図る。

3 発生時の対応

養護者又は養介護施設従事者等による、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに対応する。

一 虐待の事実確認と記録

二 職員への聞き取り調査

三 利用者・家族への説明と支援

四 関係機関（市町村・居宅介護支援事業者・包括支援センター等）への報告・通報

※生命・身体に危険がある状況では警察への相談・報告・通報も実施

五 再発防止策の検討と職員への周知

（身体拘束等の廃止）

第15条 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 緊急やむを得ない場合の要件として、「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たしているか判断する際は、管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、介護職員等、事業所職員にて協議するものとする。また、必要に応じ主治医や利用者の担当介護支援専門員等にも確認を行う。

3 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、利用者の家族等に説明し同意を得る。

4 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

5 身体拘束等を原則行わないことについても、その家族等の理解及び協力が必要不可欠であるため、「身体拘束がもたらす多くの弊害」についても利用者及びその家族等へ説明する。

（非常災害対策）

第16条 従業員は事業継続計画（BCP）に応じた対応に至るよう、目的と重要性を含め理解し、適切に災害や緊急事態の対応ができる体制を構築する。（自然災害等に伴う非常災害時、新興感染症等に伴う非常災害時を含む。）

1 年を通し訓練を実施する。(風水害・地震 1 回、防犯 1 回、感染症関連 1 回、計 3 回の訓練及びシミュレーション等を消火・通報及び避難の訓練 2 回に加え実施する。) その際、運用可能な計画に至っているか事業継続計画 (BCP) の見直しを継続的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 一 採用時研修            | 採用後 1 ヶ月以内  |
| 二 学会・研修会の参加        | 管理者が必要と認めた時 |
| 三 事業所内での勉強会・ケース検討会 | 随時          |

- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団高邦会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日改定。  
令和 4 年 5 月 1 日改定。  
令和 4 年 6 月 1 日改定。  
令和 4 年 8 月 1 日改定。  
令和 5 年 4 月 1 日改定。  
令和 5 年 4 月 16 日改定。  
令和 5 年 6 月 1 日改定。  
令和 6 年 4 月 1 日改定。  
令和 6 年 6 月 1 日改定。  
令和 6 年 9 月 1 日改定。  
令和 6 年 10 月 1 日改定。  
令和 7 年 1 月 1 日改定。  
令和 7 年 4 月 1 日改定。  
令和 7 年 5 月 1 日改定。  
令和 7 年 12 月 1 日改定。

## ④医療保険に該当する場合のサービス料金（利用者の負担金額は、その利用者の負担割合による額）

| 区 分     | 項 目                          | 料金(10割) | 備 考                    |
|---------|------------------------------|---------|------------------------|
| 基本サービス費 | 訪問看護基本療養費(Ⅰ)                 | 5,550   |                        |
|         | 訪問看護基本療養費(Ⅰ)4日以降             | 6,550   | 1週間単位。週4日目から。          |
|         | 訪問看護基本療養費(Ⅱ)同一建物居住者2人        | 5,550   |                        |
|         | 訪問看護基本療養費(Ⅱ)同一建物居住者2人 4日以降   | 6,550   | 1週間単位。週4日目から。          |
|         | 訪問看護基本療養費(Ⅱ)同一建物居住者3人以上      | 2,780   |                        |
|         | 訪問看護基本療養費(Ⅱ)同一建物居住者3人以上 4日以降 | 3,280   | 1週間単位。週4日目から。          |
|         | 訪問看護基本療養費(Ⅲ)外泊時訪問看護          | 8,500   | 在宅療養に備えての外泊。           |
| 加 算     | 難病等複数回訪問加算(1日2回)             | 4,500   |                        |
|         | 難病等複数回訪問加算(1日3回以上)           | 8,000   |                        |
|         | 緊急訪問看護加算(月14日目まで)            | 2,650   |                        |
|         | 緊急訪問看護加算(月15日以降)             | 2,000   |                        |
|         | 長時間訪問看護加算                    | 5,200   |                        |
|         | 乳幼児加算                        | 1,300   |                        |
|         | 乳幼児加算(別に厚生労働大臣が認める者)         | 1,800   |                        |
|         | 複数名訪問看護加算                    | 4,500   |                        |
|         | 特別管理加算                       | 2,500   | 月1回                    |
|         | 特別管理加算(重症度等の高いもの)            | 5,000   | 月1回                    |
|         | 訪問看護管理療養費(月の初日)              | 7,670   | 月1回                    |
|         | 訪問看護管理療養費(2日目以降)             | 3,000   |                        |
|         | 24時間対応体制加算                   | 6,800   | 月1回                    |
|         | 退院時共同指導加算                    | 8,000   |                        |
|         | 特別管理指導加算                     | 2,000   |                        |
|         | 退院支援指導加算                     | 6,000   |                        |
|         | 看護・介護職員連携強化加算                | 2,500   | 月1回。特定行為業務への支援         |
|         | 訪問看護情報提供療養費                  | 1,500   | 月1回                    |
|         | 訪問看護ターミナルケア療養費1              | 25,000  |                        |
|         | 訪問看護ターミナルケア療養費2              | 10,000  | 特養。看取り介護加算算定者          |
|         | 夜間・早朝訪問看護加算                  | 2,100   | 18:00～22:00, 6:00～8:00 |
|         | 深夜訪問看護加算                     | 4,200   | 22:00～6:00             |
|         | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)             | 780     | 月1回                    |

## ⑤その他の利用料

- (1) 平均的な指定訪問看護(1時間30分)の時間を超える訪問看護を提供した場合。1時間30分を超えて、30分毎に1,020円の利用料請求する。
- (2) 営業日以外の日(日曜・祝日、12月31日から1月3日まで、及び8月13日から8月15日まで。)の訪問は30分毎に1,020円の利用料を請求する。
- (3) 交通費として、事業所から5km未満の場合は100円(1回)、5km以上の場合は250円(1回)を実費として請求する。
- (4) エンゼルケアに関する費用は実費として11,000円を請求する。
- (5) 日常生活に必要な物品費は実費として請求する。

| ④法定代理受領サービスに該当する場合の訪問看護費(利用者の負担金額は、その利用者の負担割合による額)                                                                                                             |                              |          |        |                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区 分                                                                                                                                                            | 項 目                          |          | 料 金    | 備 考                                                                                                                                           |
| 基本サービス費                                                                                                                                                        | 訪問看護Ⅰ 1 (20分未満);看護           |          | 3,140  | ・早朝夜間に行う場合、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。(早朝6:00～8:00、夜間18:00～22:00)<br>・深夜に行う場合、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。(深夜22:00～6:00) |
|                                                                                                                                                                | 訪問看護Ⅰ 2 (30分未満);看護           |          | 4,710  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 訪問看護Ⅰ 3 (30分以上1時間未満);看護      |          | 8,230  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 訪問看護Ⅰ 4 (1時間以上1時間30分未満);看護   |          | 11,280 |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 訪問看護Ⅰ 5 (20分)(1回);リハビリ       |          | 2,940  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 訪問看護Ⅰ 52超 (60分);リハビリ         |          | 7,950  |                                                                                                                                               |
| 加 算                                                                                                                                                            | サービス提供体制強化加算(1回につき)          |          | 60     | 重症度の高い状態にある場合(悪性腫瘍・気管切開・気管カニューレ、留置カテーテル)<br>特別な管理を必要とする状態等(厚生労働大臣が定める別表第8)<br>病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護を行った場合<br>初回加算Ⅰ 以外の場合             |
|                                                                                                                                                                | 複数名訪問看護加算(1回につき)             | 30分未満の場合 | 2,540  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                |                              | 30分以上の場合 | 4,020  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 長時間訪問看護加算(1時間30分以上、1回につき)    |          | 3,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 緊急時訪問看護加算Ⅰ(1月につき)            |          | 6,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 特別管理加算(1月につき)                | Ⅰ の場合    | 5,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                |                              | Ⅱ の場合    | 2,500  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 初回加算(1月につき)                  | Ⅰ の場合    | 3,500  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                |                              | Ⅱ の場合    | 3,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 退院時共同指導加算(退院・退所につき1回)        |          | 6,000  |                                                                                                                                               |
| 看護・介護職員連携加算(1月につき)                                                                                                                                             |                              | 2,500    |        |                                                                                                                                               |
| ターミナルケア加算                                                                                                                                                      |                              | 25,000   |        |                                                                                                                                               |
| ⑤法定代理受領サービスに該当する場合の介護予防訪問看護費(利用者の負担金額は、その利用者の負担割合による額)                                                                                                         |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| 区 分                                                                                                                                                            | 項 目                          |          | 料 金    | 備 考                                                                                                                                           |
| 基本サービス費                                                                                                                                                        | 予防訪問看護Ⅰ 1 (20分未満);看護         |          | 3,030  | ・早朝夜間に行う場合、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。(早朝6:00～8:00、夜間18:00～22:00)<br>・深夜に行う場合、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。(深夜22:00～6:00) |
|                                                                                                                                                                | 予防訪問看護Ⅰ 2 (30分未満);看護         |          | 4,510  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 予防訪問看護Ⅰ 3 (30分以上1時間未満);看護    |          | 7,940  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 予防訪問看護Ⅰ 4 (1時間以上1時間30分未満);看護 |          | 10,900 |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 予防訪問看護Ⅰ 5 (20分)(1回);リハビリ     |          | 2,840  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 予防訪問看護Ⅰ 52超 (60分);リハビリ       |          | 4,260  |                                                                                                                                               |
| 加 算                                                                                                                                                            | サービス提供体制強化加算(1回につき)          |          | 60     | 重症度の高い状態にある場合(悪性腫瘍・気管切開・気管カニューレ、留置カテーテル)<br>特別な管理を必要とする状態等(厚生労働大臣が定める別表第8)<br>病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護を行った場合<br>初回加算Ⅰ 以外の場合             |
|                                                                                                                                                                | 複数名訪問看護加算(1回につき)             | 30分未満の場合 | 2,540  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                |                              | 30分以上の場合 | 4,020  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 長時間訪問看護加算(1時間30分以上、1回につき)    |          | 3,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 緊急時訪問看護加算(1月につき)             |          | 6,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 特別管理加算(1月につき)                | Ⅰ の場合    | 5,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                |                              | Ⅱ の場合    | 2,500  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 初回加算(1月につき)                  | Ⅰ の場合    | 3,500  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                |                              | Ⅱ の場合    | 3,000  |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                | 退院時共同指導加算(退院・退所につき1回)        |          | 6,000  |                                                                                                                                               |
| ⑥法定代理受領サービスに該当しない場合のサービス料金                                                                                                                                     |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ 利用者が、上記④及び⑤の各区分・項目に該当するサービスを受け、支給限度額を超えて利用する場合、超過分については全額実費負担として請求する。                                                                                        |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ エンゼルケアに関する費用は実費として、11,000円を請求する。                                                                                                                             |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ 日常生活に必要な物品費に関しては、相当額を請求する。                                                                                                                                   |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ⑦その他利用料に係る事項                                                                                                                                                   |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ 介護報酬の単位端数は四捨五入した単価を算出し、金額換算する。                                                                                                                               |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| また、この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せられる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。 |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ 法定代理受領サービスに係るサービスによる保険請求及び利用者への請求は、介護報酬の告示内容に基づき請求する。                                                                                                        |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ 事業所と同一建物居住者(集合住宅等も含む)へ訪問を行った場合、上記訪問看護費の100分の90の金額を請求する。                                                                                                      |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ これらの項目については、利用者及び家族に同意を得るとともに契約を交わす。                                                                                                                         |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ⑧基本サービス費「訪問看護Ⅰ 5」「訪問看護Ⅰ 52超」を利用する場合                                                                                                                            |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりにリハビリ職員が訪問する。なお、リハビリテーションが中心である場合は、初回の訪問と、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は看護職員の訪問により、ご利用者の状態の適切な評価を行うものとする。  |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ★訪問回数超過等減算(理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合)1回につき80円の減算する。                                                                                       |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ★介護予防訪問看護Ⅰ 5 12月超減算1(利用開始月から起算して利用期間が12月を超えた場合)1回につき50円の減算する。                                                                                                  |                              |          |        |                                                                                                                                               |
| ★介護予防訪問看護Ⅰ 5 12月超減算2(利用開始月から起算して利用期間が12月を超えている且つ、訪問回数超過等減算を算定している場合)1回につき150円の減算する。                                                                            |                              |          |        |                                                                                                                                               |